

可児市農業委員会第1回農業委員会総会議事録

開催日時	平成31年1月7日(月)午後3時30分から4時50分
開催場所	可児市役所 5階第1委員会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、可児すみ子、 栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	三宅 祥雅
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第5号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第7号 農地法第50条の規定による岐阜県への報告について
議長	平成31年第1回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、2番三宅祥雅委員から欠席の連絡がありましたので、本日の出席委員は8名です。 これより、平成31年第1回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、12番高木伸敏委員、13番渡邊千春委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に

に対する許可の内容について、説明いたします。

申請の内訳は、使用貸借権の設定が1件、売買による所有権移転が1件の合計2件です。受付番号1の案件は、長洞の方と長洞の方との間における、使用貸借権の設定の許可を求めるものです。

土地の概要は、長洞字落合外1筆、地目は田、面積は合計2,387㎡の農振農用地です。

「使用借人は、農用地を使用貸借権設定及び取得して営農する」とのことです。

譲受後の耕作面積は3,221㎡となります。

なお、この案件は、3条受付番号2と同時申請です。

受付番号2の案件は、今渡の方と長洞の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、長洞字横丁外2筆、地目は田、面積は合計834㎡の農振農用地です。

「譲受人は、農用地を取得及び使用貸借権を設定して営農する」とのことです。

なお、この案件は、3条受付番号1と同時申請で、譲受後の耕作面積は、先ほど申し上げた3,221㎡です。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号1、2、長洞をお願いします。

二 宮 委 員 7番委員二宮が、現地確認の報告をします。

先ほど説明がありましたが、受付番号1と2は関連があります。先に受付番号2から説明させていただきます。

現地は、観光施設の西北、製作所の西側にあたります。

譲受人の方については、現在この地域の者との付き合いがない方なのであまり知らないですが、該当物件の隣りに住んでみえます。

この物件は、譲渡人のご両親が以前住んでみえましたが、亡くなられてからは譲受人の方が取得されており、現在畑として耕作してみえます。

受付番号1との関連ですが、3,000㎡ないと農地が購入できないということで、受付番号1で、その不足分にあたる分を借りられるということだと思われます。貸人は農地を多く持って見える方なので、これだけ貸しても影響はなく、受付番号2で譲り渡しされる方も、自身では保全管理ができないということなので、問題はないと思われます。

隣接のところでも特に問題になることはありません。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として「許可する」ことにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として「許可する」ことに決しました。

議 長 日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明いたします。
 今回は2件の申請があります。
 受付番号1の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。
 土地の概要は、下恵土字広小路、地目は畑、面積は331㎡のうち20㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。
 転用目的は、「隣接する住宅の庭にする」とのことです。
 雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。平成26年頃、庭にする目的で埋め立てを行っており、無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。
 受付番号2の案件は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるものです。
 土地の概要は、下恵土字高田、地目は田、面積は344㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。
 転用目的は、「太陽光発電施設を設置する」とのことです。
 周辺農地への被害防除策としては、コンクリート柵板を設置し、隣接する農地に被害を生じないようにします。
 雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。
 以上各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。
 受付番号1、2、下恵土をお願いします。

可児（勉）委員 3番可児が発表します。
 受付番号1ですが、場所は、下恵土古市場というところの公民館の東にあたります。
 この方は、先ほど事務局から説明があったとおり、平成26年あたりから、数㎡の畑をつぶして庭にしてしまっていたということで、このたび正式に転用申請を出されたということです。
 現地確認の結果、特に問題になることはないと思われま。

議 長 続きまして受付番号2ですが、ここは乗里橋の下流150mくらい行ったところにあります。周囲は宅地化されており、耕作するには非常に不便なところですが、ここに太陽光発電施設を造るということで今回申請が出ております。立地条件等については、説明があったとおりすべてクリアされておりますので、特に問題はないと思われま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 【質疑なしの声多数あり】
 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、「許可相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明いたします。

申請の内訳は、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件、売買による所有権移転が7件の合計9件です。

受付番号1の案件は、室原の方と愛知県犬山市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字桜木外2筆、地目は畑、面積は合計1,046㎡、農振地域外の2種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「隣接する山林を一体利用して薪置場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、板柵を設置し、農地への土砂の流出を防ぎます。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。農地に対する隣地への同意があります。

12月27日の現地確認の際、農業集落排水の公共柵と宅内配管を確認したので、その旨を申請者に伝えました。覚え書きを取り交わすとのことでした。

受付番号2の案件は、土田の方と清水ヶ丘の法人による賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字川脇、地目は畑、面積は836㎡のうち200㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、「西側隣接地の共同住宅の建築工事のため、一時転用により工事車両駐車場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、申請地への進入にあたり、側溝の破損防止のため鉄板を敷設します。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号3の案件は、土田の方外1名と土田の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字西小池、地目は田、面積は991㎡、農振白地の2種農地と判断され、代替地の検討もされています。

転用目的は、「隣接する工場の従業員駐車場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、周囲の法面保護を行い、隣地への被害を防止します。

雨水排水は市排水路へ排水、汚水排水はありません。

受付番号4の案件は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池、地目は田、面積は651㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、食品日用品店舗駐車場・進入路を整備する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号5の案件は、土田の方と土田の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は26㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、隣接する農地への進入路にする」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。平成23年頃から進入路として使用されており、無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号6の案件は、東京都小平市の方と若葉台の地縁団体による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字上加治屋洞、地目は畑、面積は105㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、隣接する自治会集会所の駐車場を整備する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。昭和63年頃から若葉台自治会駐車場や行事の際の敷地として使用されており、無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

なお、この案件につきましては、以前隣接する農地で、駐車場としての転用申請で現地確認をした際に、畑が駐車場として使われていたことが確認されましたので、事務局から若葉台自治会の方へ打診をして、今回の申請となったものです。

受付番号7の案件は、愛知県小牧市と愛知県犬山市の方による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字髭前、地目は田、面積は177㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、土砂等の流出を防ぐため、コンクリートブロック積みを敷設します。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号8の案件は、下恵土の方と下恵土の法人による売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字広小路、地目は畑、面積は331㎡のうち321㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「分譲住宅2棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、ブロックを設置し対処します。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号9の案件は、土田の方と川合の方外1名の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字針田、地目は田、面積は191㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は土地改良排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

なお、この案件は、事業計画変更受付番号1と同時申請です。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、室原をお願いします。

二宮委員 7番委員二宮が、現地確認の結果を報告します。

場所は、ゴルフ場の東コース、7番か8番の西側にあたる場所です。

譲受人の方は、現在この場所から南、洞の一番奥のところにも薪置場を持ってみえますが、今回、ここにまた新しく設置されるということです。

隣地所有者の同意があるということ、農業用水への影響もないということ、現地確認の結果、ため池への通路と下水道に問題があるのではないかとということでしたが、確認ができ、当事者同士の覚え書きも取り交わすということで懸念事項も消えましたので、特に問題はないと思います。

議長 受付番号2、3、4、5、土田をお願いします。

井藤委員 4番井藤が現地確認の結果を報告します。

受付番号2から5までということで、まず、受付番号2ですが、今新しく建築しようとしているところに隣接した場所に、臨時駐車場ということで申請が出ています。

上下水道については接続不要、農業用水への影響はなしということで、隣接地への説明は行っていません。土地改良区の同意はあります。農業に対する影響については、特に問題は見受けられないと思われまます。

次に受付番号3ですが、この土地は、自動車部品工場の駐車場ということで申請が出ています。上下水道は不要、隣接所有者への説明は済んでいます。土地改良区の同意も不要です。特に農地に対する影響は出ないと思われまます。

受付番号4ですが、この土地は、食品日用品販売店の駐車場と、そこへ入る通路を兼ねて申請が出ています。

ここも、上下水道は接続不要、農業用水も通っていないので影響はなし、雨水は自然浸透ということで、特に問題はありません。

受付番号5ですが、ここは平成23年頃からすでに進入路として利用してみえましたが、農転をしていなかったということで、始末書が出されています。農業用水への影響もありませんし、上下水道も接続不要です。特に問題はないと思います。

議長 受付番号6、7、東帷子をお願いします。

勝野委員 5番勝野が、受付番号6、7について現地確認の結果を報告します。

受付番号6ですが、申請の土地は、若葉台団地、西可児地区で一番古い団地ですが、その集会所の隣接地です。駐車場地が足りないということで、法人格を持っている若葉台自治会が購入するということです。現在の所有者は、この土地を相続で手に入れられて、実

際は東京に住んでみえるため、使い道がないというのが実態です。

先ほど事務局から説明がありましたように、今回の申請場所のすぐ上ですが、確か2、3箇月前の農転申請に係わり、現地には1台車が停まっていたということで、問い合わせや確認などを経て、その結果集会所の駐車場として購入するという今回の申請に至っております。農業用水については、何の影響もないと思います。

続きまして受付番号7ですが、ここは、資料の位置図からいきますと、真北800mのところには西可児駅があります。資料の左上に長坂口という交差点がありますが、ここは長坂に入っていくメインの道になります。

今回申請の土地は、資料の第1種住居地域と書かれている下のブロックから北に向けて西可児の区画整理を行ったところになります。その関係で、住居地域となっていると思いますが、住居用の場所であるので、今回の申請については特に問題となることはないと思われま

議 長
可児(勉)委員

受付番号8、9、下惠土お願いします。

3番可児が発表します。

受付番号8ですが、先ほど4条の受付番号1で出ていました方と同じ隣接同士の土地ですが、こちらについては分譲地ということで申請が出ています。

立地条件等については、事務局から説明があったとおり、何も問題がないと思われま

ただ、ここに入出入りする道路からここに隣接している敷地に入るところは、現在土地改良区の用水が道路面より30cmほど上のU字溝の中に入っているため、この現状では自分の敷地に車を入れるということではできない状態ということで、土地改良区と協議のうえ、解決するという説明を聞いております。

続きまして受付番号9ですが、ここは住宅展示場のすぐ東側の隣接地です。ここが畑のままになっていたというのがちょっと考えられなかったんですが、今回このように申請が出されて、新たに一般個人住宅を建てるということです。農地としての価値は薄れている状態ですので、特に問題はないと思われま

議 長
日比野委員

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

6番日比野です。事務局に質問します。

受付番号1の案件ですが、覚え書きは当事者同士ということでしたが、公共柵は今回の範囲の出口のあたりになるわけですか。

事 務 局

公共柵自体は、民地の中はほぼ1mのところに入っていると認識しています。そこまでが、下水道課の管理する構造物となります。

日 比 野 委 員

ということは、今回売買される土地の中に公共柵が入っているということですね。そのあたりは市は押さえなくていいのですか。

事 務 局

対象の農地の中に、宅内配管や公共柵など第三者の所有物があったとしても許可の妨げにはなりません。このことは、農業会議にも確認しております。なお、下水道課は、下水道課が管理する公共柵などの施設が民地内にあることについて承知しております。

日 比 野 委 員

私はそういうことを言った訳ではなくて、下水道管が入っているから、そこは下水道課の立場として何か押さえておく必要はないのか、ということをやったのですが、そういう

風で理解していただけなかったということですかね。

事務局 ここに公共枿を設置するというについては、下水道課は承知しております。その経緯につきましては確認しましたが、当時の資料等がわからないということで回答はいただけませんでした。

日比野委員 ここに公共枿があるということを、今回買われる方に了解をもらっておかなくていいのですかということを行っているのですが。

事務局 先月 27 日の段階で、現地に公共枿及び宅内配管があるということで、申請者、今回取得される方に対しては、公共枿及び宅内配管があることは伝えてあります。その結果をもとに、宅内配管については覚え書きを交わした方がいいですよというアドバイスをさせていただきました。交わさないと許可を下ろしませんということではないですが、後々トラブルになることを考慮して、そのように話をしたところです。

下水道の公共枿に関しましては、下水道課から回答はいただいておりますが、状況としては先ほど申し上げたとおり、設置されていることは承知しているということです。

栗本委員 今の件も多少あるかもしれませんが、この申請資料ですが、一般基準判定とあるのですが、雨水排水はいいですが、農業用水への影響というところで、農業用排水にしてもらうともっといいと思います。あくまでも私の意見ですが、無秩序に埋め立てられたりすると、誰が排水路を直すんだといったことになるので、農業用排水への影響としていただくと、もっといいのではないかと思います。

事務局 只今、栗本委員からご指摘がありました、農業用水への影響のところの用水ですが、排水を加えることについてはやぶさかではございませんので、今後は加えていきたいと思えます。

議長 その他、ご意見等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 4、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを「許可相当」として県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」とし、県に進達することに決しました。

議長 日程第 5、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明いたします。今回は 1 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初事業者の土田の方と事業継承者の川合の方外 1 名の方による使用貸借権の設定で、事業計画変更の承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字針田、地目は田、面積は 191 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、「祖母の所有する土地に一般個人住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

なお、この案件は、5条受付番号9と同時申請です。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
下惠土お願いします。

可児（勉）委員 3番可児が発表します。

ここは、先ほど出ておりました案件とまったく同じ場所、住宅展示場のすぐ東です。

資料の事由にあります。当初は展示場の職員駐車場になるかなという申請でしたが、変更になりまして、個人住宅を建築するというので、新たに事変という形で申請が出されました。特に問題になることはないと思われま。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、「承認相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は「承認相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第5号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号、土地現況確認申請書（非農地）について、説明いたします。

今回は1件の申請です。

受付番号1の案件は、瀬田の方が所有する畑です。

土地の概要は、瀬田字音無、地目は畑、面積は294㎡です。

昭和30年頃まで耕作していましたが、同年頃住宅を建築し、昭和61年に倉庫に建て替え、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。
瀬田、お願いします。

渡 邊 委 員 受付番号1について、13番渡邊が報告します。

場所は、広見グラウンドより200m北側にあるところ。昭和30年頃まで耕作されていましたが、その後亡くなられたお父さんが住宅を建築し、昭和61年には倉庫に建て替えたということです。

現状を確認した結果、宅地化されて耕作できるような状態でなく、20年以上経過していることもあり、何も問題になることはないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はござい

ませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第6、議案第5号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

なお、番号1の案件は、9番奥村武司委員の所属する団体が貸付先であることから、「農業委員会法等に関する法律第31条の議案審議参与制限」により審議に加わることができません。

そこで、先に番号1の案件を審議します。

それでは、9番奥村武司委員の退席をお願いします。

【9番奥村武司委員退席】

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての番号1について、説明いたします。

番号1の案件は、羽崎の方と二野の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字蔵前外1筆、地目は田、面積は合計2,564㎡の農振農用地で、平成36年1月までの5年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第7、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の番号1は、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件番号1を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

ここで、9番奥村武司委員の着席をお願いします。

【9番奥村武司委員着席】

議長 次に、日程第7、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の番号2を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についての番号2について、説明いたします。

番号2の案件は、愛知県春日井市の方と土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の

設定です。

土地の概要は、川合字東野、地目は田、面積は 201 m²の農振農用地で、平成 34 年 1 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 7、議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の番号 2 は、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件番号 2 を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

議長 日程第 8、議案第 7 号「農地法第 50 条の規定による岐阜県への報告について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号、農地法第 50 条の規定による岐阜県への報告について、説明いたします。

今回、岐阜県に報告する違反転用農地の農地への復旧については、平成 29 年 5 月 12 日付けで岐阜県に報告し、その報告に基づき、岐阜県から違反転用者に違反の是正指導が行われています。

このことを受けて、違反転用者が農地に復旧したことについて、報告を行うものです。時系列で説明いたします。

12 月 5 日に、岐阜県から違反転用者が 12 月 7 日に復旧作業を行う旨の連絡がありました。

同日、復旧前後比較のため、復旧前の現地を撮影しました。

12 月 7 日、日没前の午後 3 時頃に現地を確認しましたが、復旧作業中でした。

12 月 10 日、正式に岐阜県より農地法第 50 条の規定に基づき、岐阜県へ報告するよう依頼がありました。これは、完了した旨の報告が違反転用者から岐阜県にあったことによるものです。

同日、復旧後の撮影をしました。

12 月 14 日午前 11 時、地元の農業委員 2 名、推進委員 2 名及び事務局 2 名の合計 6 名で現地確認を行いました。

通路、側溝、石柱、ポールなどの工作物の撤去状況、農地性の回復状況、構造物への支障の有無について確認を行いました。また、購入土の厚さを任意の場所 3 箇所を確認し、全箇所 10cm 以上の厚さがあることを確認しました。

これらの確認に基づき、報告書を作成させていただきました。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

日比野委員 6 番日比野です。只今、事務局から説明がありましたように、過去何十年も前から使ってみえたところだと思いますが、いろいろな経緯の中で、今回のようなことをやらなければ

ばならなくなったということで、地元にとって残念なこと、大変なことだったと思います。これにおいて、結論が出て解決したと理解されると思いますが、こういった報告を今回岐阜県の方にあげるといことです。

議長 只今、地元委員から発言がありました。何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第8、議案第7号「農地法第50条の規定による岐阜県への報告について」は、「農地法第50条の規定による岐阜県への報告について」(案)のとおり、県に報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は農地法第50条の規定による岐阜県への報告について(案)のとおり、県に報告することに決しました。

議長 以上で、審議案件は終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明いたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、12月1日から12月31日までに届出があった12月受理分について報告します。

東京都中野区の方外8名からの届出があり、田11筆、面積は7,570.30㎡、畑42筆、面積は16,592.70㎡、合計53筆、24,163.00㎡です。以上です。

議長 これをもちまして、平成31年第1回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

連絡事項

1. 今後の日程

①現地確認 1月31日(木)

②平成31年第2回総会 2月4日(月)午後1時30分から